

JIS

水道用器具－浸出性能試験方法

JIS S 3200-7 : 2004

(JSA)

(2008 確認)

平成 16 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 機械要素技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 園 成 夫	東京電機大学
(委員)	土 屋 孝 夫	社団法人自動車技術会
	川 口 俊 充	日本工具工業会
	黒 澤 富 蔵	独立行政法人産業技術総合研究所
	桑 田 浩 志	有限会社桑田設計標準化研究所
	望 月 正 紀	社団法人日本ねじ工業協会
	岡 野 正 敏	社団法人日本バルブ工業会
	小 林 正 彦	社団法人日本工作機械工業会
	前 田 次 啓	社団法人日本ばね工業会
	石 川 雄 一	独立行政法人産業技術総合研究所
	平 田 幸 雄	社団法人日本ベアリング工業会
	丸 山 一 男	工学院大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 9.6.20 改正：平成 16.3.20

官 報 公 示：平成 16.3.22

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4 丁目 1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：機械要素技術専門委員会 (委員長 大園 成夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、JIS S 3200-7:2000 は改正され、この規格に置き換えられる。

JIS S 3200-7 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 1 (規定) 金属類等の分析方法
- 附属書 2 (規定) 水銀及びその化合物の分析方法
- 附属書 3 (規定) セレン及びその化合物の分析方法
- 附属書 4 (規定) ひ素及びその化合物の分析方法
- 附属書 5 (規定) シアン化物イオン及び塩化シアンの分析方法
- 附属書 6 (規定) 陰イオンの分析方法
- 附属書 7 (規定) 揮発性有機化合物の分析方法
- 附属書 8 (規定) 1,4-ジオキサンの分析方法
- 附属書 9 (規定) ホルムアルデヒドの分析方法
- 附属書 10 (規定) 硬度の測定方法
- 附属書 11 (規定) 蒸発残留物の分析方法
- 附属書 12 (規定) 陰イオン界面活性剤及び非イオン界面活性剤の分析方法
- 附属書 13 (規定) フェノール類の分析方法
- 附属書 14 (規定) 有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] 及び有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) の分析方法
- 附属書 15 (規定) pH の測定方法
- 附属書 16 (規定) 味の分析方法
- 附属書 17 (規定) 臭気の分析方法
- 附属書 18 (規定) 色度の分析方法
- 附属書 19 (規定) 濁度の分析方法
- 附属書 20 (規定) アルカリ度の分析方法
- 附属書 21 (規定) 残留塩素の測定方法
- 附属書 22 (規定) エピクロロヒドリンの分析方法
- 附属書 23 (規定) アミン類の分析方法
- 附属書 24 (規定) 2,4-トルエンジアミン及び 2,6-トルエンジアミンの分析方法
- 附属書 25 (規定) 酢酸ビニルの分析方法
- 附属書 26 (規定) スチレンの分析方法
- 附属書 27 (規定) 1,2-ブタジエン及び 1,3-ブタジエンの分析方法

JIS S 3200 水道用器具の試験方法には、次に示す部編成がある。

JIS S 3200-1 水道用器具－耐圧性能試験方法

JIS S 3200-2 水道用器具－耐寒性能試験方法

S 3200-7 : 2004

JIS S 3200-3 水道用器具－水撃限界性能試験方法

JIS S 3200-4 水道用器具－逆流防止性能試験方法

JIS S 3200-5 水道用器具－負圧破壊性能試験方法

JIS S 3200-6 水道用器具－耐久性能試験方法

JIS S 3200-7 水道用器具－浸出性能試験方法

目 次

	ページ
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	1
3. 定義	1
4. 項目	1
5. 共通的な条件	4
6. 浸出液の調製方法	4
6.1 試薬	4
6.2 調製方法	5
7. 試料液の調製	5
7.1 器具試験	5
7.2 部品試験及び材料試験	8
7.3 試料液の保存	8
8. 分析方法	8
9. 分析結果の補正	8
附属書 1 (規定) 金属類等の分析方法	15
附属書 2 (規定) 水銀及びその化合物の分析方法	24
附属書 3 (規定) セレン及びその化合物の分析方法	26
附属書 4 (規定) ひ素及びその化合物の分析方法	28
附属書 5 (規定) シアン化物イオン及び塩化シアンの分析方法	30
附属書 6 (規定) 陰イオンの分析方法	34
附属書 7 (規定) 揮発性有機化合物の分析方法	37
附属書 8 (規定) 1,4-ジオキサンの分析方法	41
附属書 9 (規定) ホルムアルデヒドの分析方法	43
附属書 10 (規定) 硬度の測定方法	46
附属書 11 (規定) 蒸発残留物の分析方法	48
附属書 12 (規定) 陰イオン界面活性剤及び非イオン界面活性剤の分析方法	49
附属書 13 (規定) フェノール類の分析方法	53
附属書 14 (規定) 有機物 [全有機炭素 (TOC) の量] 及び有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) の分析方法	57
附属書 15 (規定) pH の測定方法	59
附属書 16 (規定) 味の分析方法	61
附属書 17 (規定) 臭気の分析方法	62
附属書 18 (規定) 色度の分析方法	63
附属書 19 (規定) 濁度の分析方法	65
附属書 20 (規定) アルカリ度の分析方法	67

	ページ
附属書 21 (規定) 残留塩素の測定方法	69
附属書 22 (規定) エピクロロヒドリンの分析方法	75
附属書 23 (規定) アミン類の分析方法	77
附属書 24 (規定) 2,4-トルエンジアミン及び 2,6-トルエンジアミンの分析方法	79
附属書 25 (規定) 酢酸ビニルの分析方法	81
附属書 26 (規定) スチレンの分析方法	83
附属書 27 (規定) 1,2-ブタジエン及び 1,3-ブタジエンの分析方法	84
解 説	85

水道用器具－浸出性能試験方法

Equipment for water supply service－Test methods of effect to water quality

1. **適用範囲** この規格は、給水栓、減圧弁、逃がし弁などのバルブ、管及び継手、並びに住宅用配管ユニット、飲料用電気冷水機、貯湯式電気温水器、ガス温水機器、石油温水機器などの水道用器具の浸出性能の試験方法について規定する。
2. **引用規格** 付表 1 に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。
3. **定義** この規格で用いる主な用語の定義は、次による。
 - a) **浸出液** 試験を行うために特別に調製した水。
 - b) **器具試験** 水道用器具を使用して、浸出液で溶出操作を行う試験。
 - c) **部品試験** 水道用器具において、飲料水と接触する部品を用いて、浸出液で溶出操作を行う試験。
 - d) **材料試験** 水道用器具において、飲料水と接触する部分の中間製品（材料）を用いて、浸出液で溶出操作を行う試験。ただし、材料が金属の場合には、適用できない。
 - e) **空試験** 浸出液及びガラス器具を用い、器具試験、部品試験又は材料試験に準じた操作を行う試験。
 - f) **試料液** 器具試験、部品試験又は材料試験において、溶出処理を行って得られた溶液。
 - g) **空試験液** 空試験において、溶出処理を行って得られた溶液。
 - h) **検水** 分析のため、試料液から分取した溶液。
 - i) **検液** 分析操作の過程において処理された検水。
 - j) **供試器具、供試部品又は供試材料の接触面積比** “浸出液が接触する部分の供試器具、供試部品又は供試材料の表面積”を“浸出液体積”で除した値。
 - k) **評価対象器具、評価対象部品又は評価対象材料の接触面積比** “部品試験又は材料試験の結果をもとに評価を行おうとする器具の状態における当該器具、部品又は材料が実際に飲料水と接触する部分の表面積”を“部品試験又は材料試験の結果をもとに評価を行おうとする器具の状態における当該器具、部品又は材料が実際に飲料水と接触する部分の体積”で除した値。
 - l) **標準列** 検液中の目的物質の量を測定するために、標準液を段階別の濃度に調製したもの。
4. **項目** 試験の項目は、表 1 による。また、器具の材質別の試験項目は、味、臭気、色度及び濁度の他、表 2 による。